

合併浄化槽を ご利用の方

美郷町浄化槽水質環境保全費補助

合併浄化槽法定検査に必要な経費を助成

目的

合併処理浄化槽の適正な維持管理と河川等の水質環境保全を図るため、必要な経費を助成します。

対象区域など

合併浄化槽の水質検査を行っている方（地域の集落会館等を含む）

補助対象※ 法定検査は2種類あり、両方の検査が補助対象です。

・7条検査（浄化槽新設後、第1回目の検査）

新たに浄化槽を設置、もしくは入替での検査です。

・11条検査（7条検査の翌年以降、毎年1回の定期検査）

毎年1回定期的に受ける検査で、保守点検や清掃が適正に実施され、機能が十分に発揮されているかどうかを確認する検査です。

※「その他・留意事項」に該当する場合は、補助対象となりません。

助成額

・5,000円（対象となる水質検査は、年度内に1回分のみとなります。）

申請に必要な書類（水質結果書が届いてから申請してください）

①補助金交付申請・請求書

②水質検査結果書の写し

※「不適正」の記載がある場合は、保守業者の「浄化槽保守点検カード」の写しも提出してください。

③申請者本人の振込口座通帳のコピー（見開き1ページ目）

※前年度のこの補助金の振込口座と同じ場合は、写しは不要です。

【申請書・請求書様式ダウンロード先】

<https://www.town.misato.akita.jp/jyoukasou/654.html>



その他・留意事項

次に該当する方には補助金を交付できません。

- ・トイレのみを使用する「単独処理浄化槽」を設置している方。
- ・下水道の許可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している方。
- ・浄化槽設置の届出審査または建築基準法の規定による確認を受けずに設置した方。
- ・水質に関する検査（浄化槽法第7条、第11条による検査）を受けていない方。
- ・町に納付する税金、各使用料及び各資金貸付金の償還を滞納している方（世帯）。
- ・50人槽以上の浄化槽を使用している方。
- ・町で設置した浄化槽を使用している方。

相談・申請先



電子メール kensetsu@town.misato.akita.jp



電話など

住所

美郷町土崎字上野乙 170 番地 10
（美郷町役場第二庁舎内）

TEL

0187-84-4910

FAX

0187-85-3886

美郷町 建設課

検査が終了し、水質検査の結果が届いてから、申請してください。



検査結果書が
郵送で届く

重要！ 必ず「浄化槽水質検査結果書」の写し(コピー)を添付してください。

浄化槽水質検査結果書

浄化槽法定検査結果書 (法第11条)	
検査年月日 年 月 日	番 号 ()
検査機関名	検査員氏名
1. 管 理 者	番 号 ()
2. 施 設 名 称	
3. 施 設 住 所	
4. 設 置 場 所	
5. 設 置 年 月 日	平成 年 月 日
6. 建 物 の 用 途	住宅
7. 設 計 者 (メーカー名)	
8. 放 流 先	排水路
9. 管 轄 保 護 所	
10. 処 理 対 象 人 員 (計画流入汚水量)	5人 (1.0 m ³ /日)
11. 実 用 人 員 (実流入汚水量)	7人 (1.4 m ³ /日)
12. 処 理 目 標 水 質	BOD 20mg/l
13. 種 類	(1)工場生産 (2)現場打ち (1)新構造 (2)旧構造
14. 処 理 方 式	単独処理 合併処理 好気流動生物ろ過方式
1. 総合判定	
☐ イ. 適正である。 ☐ ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。 ☐ ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる。	

ここに「**適正**」または「**概ね適正**」と

記載があれば、この結果書の写し(コピー)

※もし紛失した場合は
当方にご相談ください

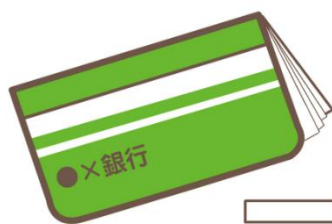


「**不適正**」と記載がある場合は、結果書に加え、
ご自宅の浄化槽の保守を行っている業者さんが
点検ごとに渡す「保守点検カード」もご持参ください。



※振込口座は、各項目を必ずご確認ください。

通帳または通帳のコピーをご持参いただき、建設課または各出張所までお越しください。



開いて1ページ目
銀行名、支店名、
口座名義、口座番号が
載っているページ

